二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千六百六十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡琴浦町大字杉地字家ノ上へ四七四、四七五、四八三の一、四八五から四八七まで、大字矢下字寺山六八六、六八七、六八八の一、字漆谷七七五、字湯屋谷西平七八五、七八六
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字家ノ上へ四八三の一(次の図に示す部分に限る。)、字寺山六八六、六八七、六八八の一、字漆谷七七五、字湯屋谷西平七八五、七八六
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡琴浦町大字杉地字家ノ上へ四七八、字森平五二九の二、五三〇の一、五三〇の二、大字古長字堂前五五八、大字矢下字漆谷七七四、字湯屋谷東平七七六、大字法万字小松原坂ノ下モ一〇八五の一、一〇八五の三、一〇八六の一、一〇八六の三
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千六百六十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市関金町福原字大坂平ラ一〇八の一、一〇九の一、一一一の一、字水無瀬原一一三の一、一一七の一、一一七の二、一一九、一二三の一から一二三の四まで、一三〇の一、一三〇の三から一三〇の八まで、一三四、一三五の一、一三五の二、一三八
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千六百六十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡湯梨浜町大字方地字水コシ八二から八六まで、字城平八七、八八、字小谷八五一の一、八五一の三、八五二から八六三まで、八六四の一から八六四の三まで、八六五、八六六、字二ノ清水一〇七三、一〇七五から一〇七七まで、字大谷一〇八八の一、一〇八八の二、一〇八九の一、一〇八九の二、一〇九〇から一〇九五まで、字大谷枝一〇九六から一一〇〇まで、大字小鹿谷字八谷平六二一の一、六二一の二、字尻谷六二二の一、字森山六二四の一から六二四の六まで、字杉ノ子平六二七の一、字臼ヶ谷平六二八の一から六二八の三まで、大字別所字棒ヶ谷二一六の一、二一六の一〇、二一六の一一、字別所谷東平二二九の一、二二九の二、二二九の四
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千六百六十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市怜谷字男女岩三七二の二、字三番花三七三、字モラガ畑三七四、三七五の一から三七五の三まで、三七五の四四、三七五の四五、三七六の一、大河内字高山六七二の一、字スンボウ七〇七の一、字釜谷平七〇九の一、字中谷平七七一の一、七七一の二九、字追回シ七七二の一、七七二の二、字にが谷七七三の一、七七三の二四、字大峯七七四の一、七七四の一二五、上大立字北ヶ谷奥二一七の一、二一七の八から二一七の一一まで、二一八、字コボソウ谷五〇五の一から五〇五の四まで、字志葛根五〇六の二から五〇六の四まで、字隣積五〇七の二、五〇七の三、字淡葛根五〇八の二、五〇八の三、字上桃ノ木谷五三四、字蝉谷五三五の一から五三五の四まで、字一番ヶ杉五三六の二、五三六の三、字片枝谷五三七の二、五三七の三、字下大流五四〇の一(次の図に示す部分に限る。)、五四〇の二から五四〇の四まで、五四〇の六、字蛇抜谷五五三の二から五五三の四まで
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○経済産業省告示第二百十八号

中小企業支援法(昭和三十八年法律第百四十七号)第十一条第一項の規定に基づき、平成二十二年九月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則(平成十二年通商産業省令第百九十二号)第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十二年九月二十八日

経済産業大臣　大畠　章宏